

日英包括的經濟連携協定（農林水産品） に関する説明会

農林水産省 国際部 国際経済課

令和2年11月6日（金）

日英包括的経済連携協定(日英EPA) 農林水産品に関する合意の概要

1. 日本側の関税については、日EU・EPAの範囲内で合意。

(1) 日EU・EPAで関税割当枠が設定されている25品目について、新たな英国枠は設けない。 (※1)

(2) 日EU・EPAでセーフガードが設定されている品目について、日EU・EPAの下でと同じ内容のセーフガードを措置。 (※2)

(3) その他の農林水産品についても、日EU・EPAと同じ内容を維持。 (※3)

**2. 英国側の関税については、牛肉、茶、水産物など主要な輸
出関心品目について、関税撤廃を獲得した日EU・EPAの内
容を維持。** (※3)

※1 ソフト系チーズや一部の調製品について、日EU・EPAで設定された関税割当の未利用分が生じた場合に限り、当該未利用分の範囲内で、事後的に日EU・EPAの関税割当と同じ税率を適用する仕組みを設ける。

※2 数量セーフガードについては、英国とEUからの合計輸入数量が、日EU・EPAと同じ発動基準数量に達した場合に、英国に対して発動。

※3 協定発効時から日英双方が、相手国に対して日EU・EPAと同じ税率を適用。

※4 発効日は、英国のEU離脱に係る移行期間終了後、かつ国内手続の完了の通知後であって、両国が合意する日。

※5 農産品について、協定発効5年後の再協議規定あり。

(参考)品目ごとの合意の概要

	品目	日EU・EPA合意内容	日英EPA合意内容 ^{※1}
日本側の関税	米	・関税削減・撤廃等から除外。 (米・米粉等の国家貿易品目や、原料に米を多く使用する米菓等の加工品・調製品等も含め除外。)	・日EU・EPAと同内容。
	麦	・国家貿易制度、枠外税率を維持。 ・小麦、小麦粉調製品等について、EU向けの関税割当を設定。	・日EU・EPAと同内容。 ・英国向けの関税割当は設けない。 ^{※4}
	麦芽	・関税割当制度(枠内無税)、枠外税率(21.3円/kg)を維持。 ・EU向けの関税割当を設定。	・日EU・EPAと同内容。 ・英国向けの関税割当は設けない。 ^{※2}
	牛肉	・セーフガード付きで長期の関税削減期間を確保し、9%まで関税削減。発動基準数量は、4.4万トンから増加し、2033年度5.3万トン。	・日EU・EPAと同内容。 ^{※3}
	豚肉	・セーフガード付きで長期の関税削減期間を確保。従価税部分について関税を撤廃、従量税部分について関税を50円/kgまで削減。差額関税制度と分岐点価格(524円/kg)を維持。	・日EU・EPAと同内容。 ^{※3}
	脱脂粉乳・バター	・国家貿易制度を維持。 ・民間貿易によるEU向けの関税割当を設定。	・日EU・EPAと同内容。 ・英国向けの関税割当は設けない。
	ホエイ	・ホエイ(たんぱく質含有量45%未満)について、セーフガード付きで関税削減に留める。	・日EU・EPAと同内容。 ^{※3}
	チーズ	・ソフト系チーズは、一括してEU向けの関税割当を設定。 ・熟成ハード系チーズ(チェダー、ゴーダ等)等については、長期の関税撤廃期間を確保。	・英国向けの関税割当は設けない。 ^{※4} ・日EU・EPAと同内容。

	品目	日EU・EPA合意内容	日英EPA合意内容※ ¹
日本側の関税	軽種馬	・妊娠馬は、即時撤廃。 ・競走馬は、セーフガード付きで長期の関税撤廃期間を確保。	・日EU・EPAと同内容。
	園芸関連品	・りんご、オレンジ、ぶどう等の果実、トマト加工品等は関税撤廃。 ・12月～3月に輸入される生鮮オレンジについては、セーフガードを確保。	・日EU・EPAと同内容。※³
	砂糖・加糖調製品、でん粉、豆類、こんにゃく、茶	・粗糖・精製糖（少量の新商品開発のための試験輸入枠）、加糖調製品等は、EU向けの関税割当を設定。 ・チョコレート菓子、ココア調製品、落花生、茶は、段階的に関税撤廃。	・英国向けの関税割当は設けない。※⁴ ・日EU・EPAと同内容。
	鶏卵、鶏肉、天然はちみつ	・殻付き卵、全卵又は卵黄、卵白、鶏肉、鶏肉調製品、天然はちみつは、関税撤廃。	・日EU・EPAと同内容。
	牛肉・豚肉の加工調製品等	・牛内臓（ハラミ等）、牛タン、豚肉調製品（ハム・ベーコン、ソーセージ等）等は関税撤廃。 ・ハム・ベーコン等差額関税の豚肉調製品については、セーフガードを確保。	・日EU・EPAと同内容。※³
	乳製品の加工調製品等	・アイスクリーム・氷菓、フローズンヨーグルト等は、関税削減又は撤廃。 ・全粉乳・バターミルクパウダー、無糖れん乳、無糖ココア調製品等は、EU向けの関税割当を設定。	・日EU・EPAと同内容。 ・英国向けの関税割当は設けない。※⁴
	林産品	・構造用集成材、SPF製材等の主な林産品10品目について、一定の関税撤廃期間を確保。	・日EU・EPAと同内容。
	水産品	・海藻類（のり、こんぶ等）は、関税削減・撤廃等から除外。 ・あじ、さば等は、長期の関税撤廃期間を確保。	・日EU・EPAと同内容。

※¹ 協定発効時から日英双方が、相手国に対して日EU・EPAと同じ税率を適用。
 ※² 英国産を含め、国内の事業者が必要とする数量を、これまでどおり一般関税割当で割り当てる。
 ※³ 数量セーフガードについては、英国とEUからの合計輸入数量が、日EU・EPAと同じ発動基準数量に達した場合に、英国に対して発動。
 ※⁴ ソフト系チーズや一部の調製品について、日EU・EPAで設定された関税割当の未利用分が生じた場合に限り、当該未利用分の範囲内で、事後的に日EU・EPAの関税割当と同じ税率を適用する仕組みを設ける。また、必要に応じて本仕組みの運用改善について、日英間で協議を行う。

	日EU・EPA合意内容	日英EPA合意内容 ^{※1}
英国側の関税	・牛肉、茶、水産品など主要な輸出関心品目について、ほとんどの品目で即時撤廃を獲得。	・全ての品目で、日EU・EPAと同内容。

※1 協定発効時から日英双方が、相手国に対して日EU・EPAと同じ税率を適用。

日EU・EPAにおける 農林水産物の交渉結果概要② (EUへの輸出)

(注1)各分野の直近3年の輸出額データは、便宜上、以下の分類によった。

穀物:HS10～11類及び19類

畜産物:HS1～2類、4～5類及び16類(1604、1605を除く)

園芸:HS6類、7類(きのこを除く)、8～9類、12類(海藻を除く)、13～14類、20類及び24類

加工品:HS15類、17～18類及び21～23類

林産物:HS44類

水産物:HS3類、12類のうち海藻、16類のうち1604及び1605

(注2)各表において、※は、現在、輸出解禁に向け協議中の品目。

平成29年12月
農林水産省

1. EUの農林水産品の対日関税の内容

- 輸出重点品目である水産物、緑茶、牛肉などを含め、ほとんどの品目 ^(注) で即時撤廃を獲得。

品目	現行関税率	日EUEPA 譲許内容 ^(注)	輸出金額（億円） （2016年）
水産物	無税～26%（なまこ調製品等）	即時撤廃	76
醤油等調味料	7.7%（醤油）	即時撤廃	57
アルコール飲料	無税～32㍓ー㍑/100ℓ	即時撤廃	53
緑茶	無税～3.2%	即時撤廃	23
牛肉	12.8%+141.4～304.1㍓ー㍑/100kg	即時撤廃	12
花き	6.5又は8.3%（植木・盆栽・鉢もの） 8.5又は10%（切り花）	即時撤廃	7
林産物 （木材・木材製品）	無税～10%	即時撤廃	5
青果物	12.8%（かんきつ（ゆず等）） 9.5㍓ー㍑/100kg（ながいも）	即時撤廃	0.4
豚肉※	46.7～86.9㍓ー㍑/100kg	即時撤廃	-
鶏肉※	6.4%、18.7～102.4㍓ー㍑/100kg	即時撤廃	-
鶏卵※ （粉卵等含む）	16.7～142.3㍓ー㍑/100kg	即時撤廃	-
牛乳・乳製品※	118.8㍓ー㍑/100kg 等（脱脂粉乳） 189.6㍓ー㍑/100kg 等（バター）	即時撤廃	-

EU向け輸出重点品目：水産物（ほたて貝、ぶり）、牛肉、調味料、日本特有の食材（ゆず等）、コメ、緑茶、アルコール飲料、花き

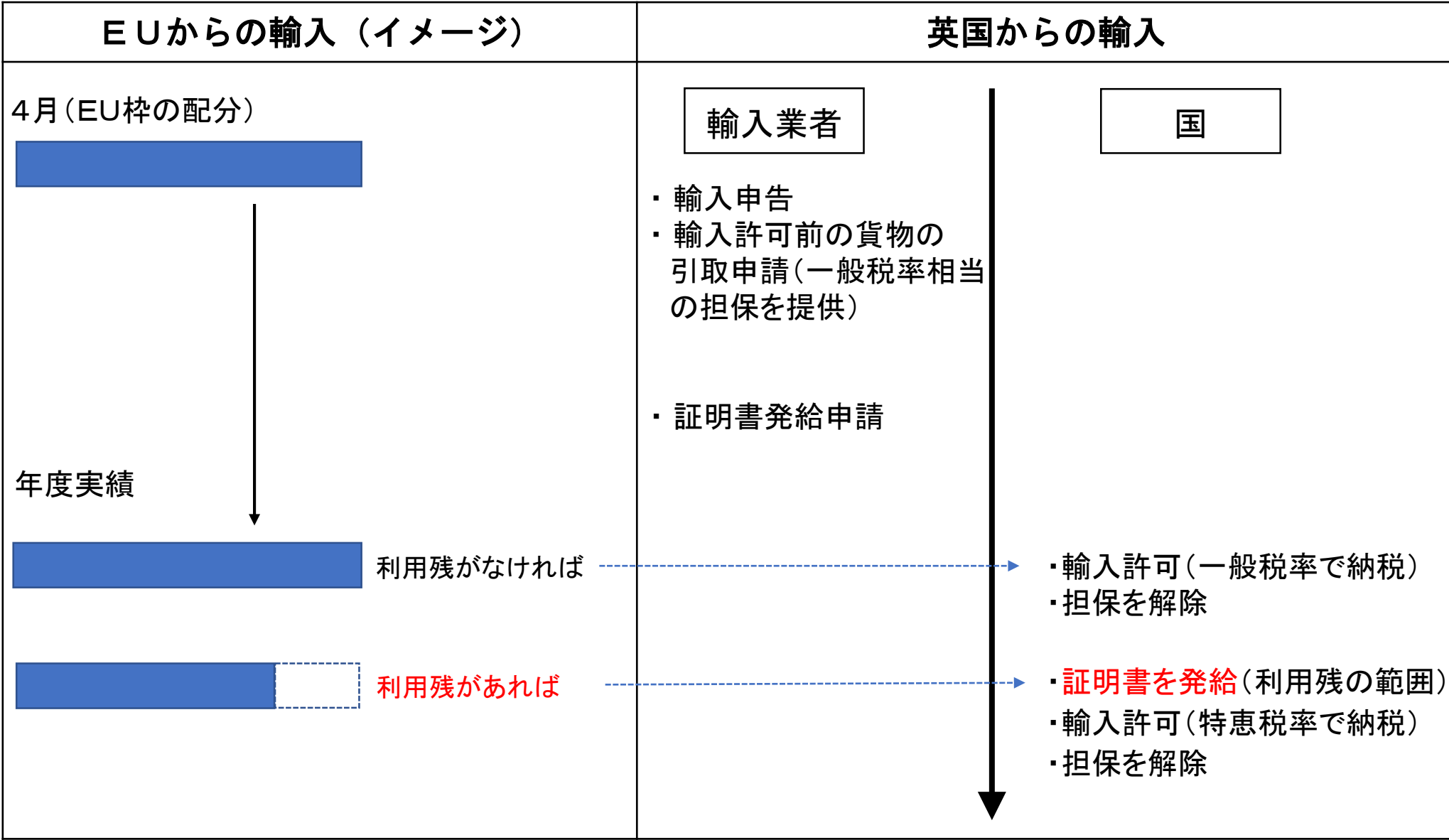
（注） ほたて貝（段階的に8年目に撤廃）、アイスクリーム（段階的に6年目までに70%削減）、ココア粉（段階的に8年目までに25%削減） 等を除く。

（※） 現在、輸出解禁に向け協議中の品目。

EUの関税割当の利用残が生じた場合に英国に低税率を適用する仕組み(1)

対 象 品 目	日EU・EPAで対応するTRQ分類
1 小麦調製食料品	TRQ-1
2 混合物及び練り生地並びにケーキミックス	TRQ-2
3 主として小麦で作られた調製食料品	TRQ-3
4 大麦調製食料品	TRQ-8
5 コーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地	TRQ-11
6 調製食料品	TRQ-12
7 調製食料品（しよ糖の含有量が全重量のうち50%を超えるものに限る。）及びココア粉	TRQ-15
8 ココアを含有する調製食料品	TRQ-19
9 ココアを含有する調製食料品 （チョコレート製造用のものに限る。）	TRQ-20
10 ソフト系チーズ	TRQ-25

EUの関税割当の利用残が生じた場合に英国に低税率を適用する仕組み(2)



日英包括的経済連携協定(日英EPA) 農林水産品に関する合意の概要

1. 日本側の関税については、日EU・EPAの範囲内で合意。

(1) 日EU・EPAで関税割当枠が設定されている25品目について、新たな英国枠は設けない。 (※1)

(2) 日EU・EPAでセーフガードが設定されている品目について、日EU・EPAの下でと同じ内容のセーフガードを措置。 (※2)

(3) その他の農林水産品についても、日EU・EPAと同じ内容を維持。 (※3)

**2. 英国側の関税については、牛肉、茶、水産物など主要な輸
出関心品目について、関税撤廃を獲得した日EU・EPAの内
容を維持。** (※3)

※1 ソフト系チーズや一部の調製品について、日EU・EPAで設定された関税割当の未利用分が生じた場合に限り、当該未利用分の範囲内で、事後的に日EU・EPAの関税割当と同じ税率を適用する仕組みを設ける。

※2 数量セーフガードについては、英国とEUからの合計輸入数量が、日EU・EPAと同じ発動基準数量に達した場合に、英国に対して発動。

※3 協定発効時から日英双方が、相手国に対して日EU・EPAと同じ税率を適用。

※4 発効日は、英国のEU離脱に係る移行期間終了後、かつ国内手続の完了の通知後であって、両国が合意する日。

※5 農産品について、協定発効5年後の再協議規定あり。

農林水産省ＨＰでの情報提供

1. 日英ＥＰＡ

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/uk/jpuk_epa.html

2. 日ＥＵ・ＥＰＡ

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/f_eu/index.html

3. 英国のＥＵ離脱

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/Brexit/brexit_q.html